

中学生学習支援事業 校区別実施要領（柏原中学校区）

（趣 旨）

第1条 この要領は、中学生学習支援事業実施要綱（以下、要綱）第5条に基づき、上記中学校区で実施する中学生学習支援事業（以下、本事業）に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 本事業の対象者は、狭山市立柏原中学校に在籍する中学1・2・3年生とする。

（学習支援）

第3条 本事業の学習支援は柏原中学校及び教育委員会が認める学習会とする。

（内 容）

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象科目 国語、数学及び英語を基本に、生徒が自分で学習する科目を選ぶ。
- (2) 実施方法 本事業による学習支援は、自主学習を基本とするなかで、学習支援員を中心に必要な支援を行う。
- (3) 実施日等 本事業は、原則として、日曜日の午後4時から午後6時に実施する。変更する場合は柏原中学校長の承認を得ることとする。
- (4) 実施場所 本事業は、柏原中学校（家庭科棟）を会場として実施する。
- (5) 集中講義 夏季休業中、冬季休業中に外部指導者による集中講義を実施する。
- (6) 服 装 私服で参加してもよい。
ただし、乱れた服装やアクセサリ、化粧品は認めない。
- (7) 保 険 本事業に参加する生徒は保険に加入する。
本保険の掛け金は、委託予算の範囲内で行う。
- (8) 往 復 往復の安全については、参加生徒及びその保護者が責任を持つこととする。交通事故・不審者等には十分気を付けること。
- (9) 持 ち 物 本事業に参加中の持ち物は、参加者が責任をもって管理する。
- (10) 学習場所 本事業参加中は、家庭科棟以外の場所には立ち入らない。トイレは、体育館のトイレを使用する。実施場所の物品等には手を触れない。
- (11) 参加・退室の確認 参加者は、学習開始前に必ず参加者名簿に記名する。
参加者は、帰宅するときには必ず学習支援員にその旨を告げ、了解を得てから退室する。
- (12) 緊急時の対応 大きな地震などの大規模災害の場合は、各参加者は自ら判断し、生命身体を守る行動をとる。

(学習支援員等の配置)

第5条 本事業を実施するため、狭山市学校支援ボランティアセンター（SSVC）から学習支援コーディネーター及び必要な人数の学習支援員の配置を受ける。また、地域の学習ボランティアを学習支援員とすることができる。

- 2 学習支援コーディネーターは、地区担当指導主事と連携し、本事業の実施計画の立案や学習支援員の配置に係る調整等を行う。
- 3 学習支援員は、本事業に参加した生徒の自主学習に必要な支援を行う。

(申込み)

第6条 本事業は、事前の申込みを必要としない。

ただし、長期休業中の集中講義等については、別途、参加募集を行う。

(参加希望が多い場合には、出席率の高い生徒を優先する場合がある。)

(雑則)

第7条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、本事業の実施運営に関し必要な事項は、学習支援コーディネーターと地区担当指導主事が協議して定めるものとする。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。